

第1問 1-1 (3点)

製造物責任法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 消費者Xは、Y社が経営する時計店で、時計メーカーZ社が製造した目覚まし時計を購入した。当該目覚まし時計は、配線の一部に不備があったため、Xが電池を入れてもまったく作動しなかった。この場合、Xは、Z社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができる。
- イ. 消費者Xは、ハウスメーカーY社に自宅の新築を依頼し、完成した住宅の引渡しを受け、入居した。当該住宅は、Y社の施工の不備が原因で床板が抜け、そのためXが負傷した。この場合、Xは、Y社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができる。
- ウ. 消費者Xは、Y社が経営する鮮魚店で、Y社の提携する漁業従事者Zが漁獲した、未加工の鮮魚を購入した。Xは、当該鮮魚を購入当日に自ら調理して食したところ、当該鮮魚に付着していた細菌が原因で食中毒を起こした。この場合、Xは、Z社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができる。
- エ. 消費者Xは、Y社が経営する家具店で、家具メーカーZ社が設計および製造を行った椅子を購入した。当該椅子は、Y社の商標を付され、Y社ブランドの商品として販売されていた。Xは、通常の用法に従って当該椅子を使用していたが、脚の材質が不適當であったことが原因で脚が折れたため、椅子から落ちて負傷した。この場合、Xは、Y社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができる。
- オ. 消費者Xは、Y社の経営する自転車店で、自転車メーカーZ社が製造した自転車を購入した。当該自転車は、Y社の従業員によって、Z社作成の取扱説明書に従って組み立てられたが、当該取扱説明書の記載に誤りがあったことが原因でハンドルが適切に装着されていなかった。そのため、Xが当該自転車で走行中にハンドルが外れ、Xは転倒し負傷した。この場合、Xは、Z社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができる。

- ① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ

第1問 1-2 (3点)

寄託契約に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 倉庫寄託契約において、保管料の支払時期が入庫時と定められていたとしても、商法上、倉庫営業者は、返還のため受寄物を出庫する時まで、寄託者に保管料を請求することができない。
- ② 受寄者は、寄託者から預かった受寄物を第三者に保管させる場合、民法上、寄託者の承諾を得なければならない。
- ③ 倉庫営業者は、倉庫寄託契約で約定した保管期間の満了後も寄託者が受寄物を引き取らない場合、商法上、当該受寄物について、供託をすることは認められるが、競売をすることは認められない。
- ④ 受寄者は、寄託者との間で、受寄物を6ヶ月間預かる旨の寄託契約を締結したが、契約締結の1ヶ月後に、寄託者から受寄物の返還を求められた。この場合、受寄者は、民法上、契約期間満了まで寄託者の返還請求を拒むことができる。
- ⑤ 倉庫寄託契約において、受寄物の保管に関し、倉庫営業者またはその使用人の故意または重過失により損害が生じたことを寄託者が証明しない限り、倉庫営業者は賠償責任を負わない旨の特約を設けた。この場合、商法上、当該特約は無効である。

第1問 1-3 (3点)

X社は、Y社に対して有する貸金債権を保全するため、Y社の財産に対する仮差押えを行うことを検討している。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 民事保全法上、仮差押えの対象となるのは不動産および債権に限られているため、X社は、Y社の所有する機械等の動産を対象として仮差押えの申立てをすることはできない。
- ② X社は、当該貸金債権の弁済期が到来していない場合であっても、Y社の所有する土地を対象として仮差押えを申し立てることができる。
- ③ X社は、Y社が取引先Z社に対して有する売掛金債権を対象として仮差押えを申し立てるには、強制執行の申立てと同様に、当該貸金債権につき確定判決等の債務名義を有していなければならない。
- ④ X社は、仮差押命令を得るためには、裁判所における審理において、Y社に対して有する貸金債権の存在および仮差押えの必要性について、疎明をするだけでは足りず、証明をしなければならない。
- ⑤ X社は、他の債権者に先んじてY社の所有する建物を対象として仮差押えを申し立てた場合、他の債権者に優先して当該建物から債務の弁済を受けることができる。

第1問 1-4 (3点)

独占禁止法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 同一の市内において同一の製品を販売する全事業者が、当該製品の市場への供給が過剰になることを回避するため、協議の上、各事業者の月別販売数量を前年同月の販売数量に一定率を乗じた数量に制限することを決定した。この協議において、販売数量の制限については決定されたが、価格の制限については何らの決定もされていない場合、当該数量を決定する行為は、不当な取引制限に該当することはない。
- ② 事業者の行為が不当な取引制限に該当するための要件の1つとされている相互拘束とは、罰金や取引停止などの手段を用いて協定事項を強制的に遵守させることをいう。したがって、いわゆる紳士協定のように協定事項を遵守しなくても罰則などが科されないものは、相互拘束には当たらず、不当な取引制限に該当することはない。
- ③ 地方公共団体の行う入札において、複数の事業者が、当該入札についてあらかじめ協議を行うことにより、当該入札における入札価格を決定した。この場合において、当該入札価格を決定したことにより、公共の利益に反して、当該入札における競争が実質的に制限されたときは、当該入札価格を決定した行為は、不当な取引制限に該当する。
- ④ 卸売業者と小売業者は、卸売業者が小売業者に化粧品を継続的に販売する契約において、化粧品を100個単位での納入とし、100個未満の端数では納入しない旨、および卸売業者は売れ残った化粧品を小売業者から引き取らない旨を定めた。この場合、当該契約に基づき取引を行う行為は、不公正な取引方法に該当する。
- ⑤ 食品メーカーが、自社製品の製造に必要な原材料を調達するにあたり、原材料の供給事業者に対し、原材料の産地を指定し、当該産地で収穫された原材料のみを納入することを条件とする行為は、不公正な取引方法に該当する。

第2問 2-1 (3点)

A社は、雑誌の編集および発行を行っている。この場合に関する次のア～オの記述のうち、著作権法の規定に照らし、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社は、小説家のBに、雑誌に掲載する新作の小説の執筆を依頼した。この場合、A社は、当該小説について、著作権をBから譲り受けることはできるが、著作者人格権をBから譲り受けることはできない。

イ. ジャーナリストのCは、公正な慣行に合致し、批評を目的として正当な範囲で行う場合には、その出所を利用の態様に応じ合理的と認められる方法および程度で明示して、A社の雑誌に掲載された記事を引用して利用することができる。

ウ. A社の雑誌を購読しているDは、個人的にまたは家庭内等の限られた範囲内において使用することを目的とするときであっても、A社の雑誌の紙面をコピーにより複製することはできない。

エ. 翻訳家のEは、A社が著作権を有する雑誌の記事について、A社の許諾を得ることなく、英語に翻訳して第三者に有償で提供した。この場合、Eの行為は、A社の著作権を侵害する。

オ. エッセイストのFは、A社の雑誌に掲載された記事を盗用し、A社の著作権を侵害した。この場合、Fは、刑事罰を科されることはない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第2問 2-2 (3点)

合弁事業に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 合弁事業を行うために、当事者間で民法上の組合契約を締結する場合、組合契約は、民法上、要物契約とされているため、その成立には、当事者が現実に出資を行うことが必要である。

イ. 合弁事業を行うために、当事者間で民法上の組合契約を締結した場合において、損益分配の割合について当該組合契約で定めなかったときは、民法上、損益は、出資の価額の多寡にかかわらず、組合員の人数で均等に分配される。

ウ. 合弁事業を行うために、合弁会社として株式会社を設立した場合、当該合弁会社は、当事者とは別個の法人格を有することとなる。

エ. 合弁事業を行うために、合弁会社として株式会社を設立した場合、当該合弁会社の株主となった当事者は、間接有限責任を負うのみであり、合弁会社の債権者に対して直接責任を負わない。

オ. 合弁事業を行うために、合弁会社として合同会社を設立した場合、当該合弁会社の社員となった当事者は、間接有限責任を負うのみであり、合弁会社の債権者に対して直接責任を負わない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第2問 2－3 (3点)

連帯保証および連帯保証ではない保証(通常の保証)に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 民法上、連帯保証契約は書面によってなされることを要するが、通常の保証契約は書面によってなされる必要はない。
- イ. 民法上、通常の保証人も連帯保証人も、主たる債務者に代わって、債権者に対し、民法の規定に従って債務を弁済したときは、主たる債務者に求償することができる。
- ウ. 民法上、通常の保証人は催告の抗弁権を有するが、連帯保証人は催告の抗弁権を有しない。
- エ. 通常の保証人が複数いる場合において、そのうちの1人が主たる債務の全額につき弁済をしたときは、民法上、他の保証人に対して求償することができる。他方、連帯保証人が複数いる場合において、そのうちの1人が主たる債務の全額につき弁済したとしても、民法上、他の連帯保証人に対して求償することはできない。
- オ. 通常の保証人が複数いる場合、特約がない限り、各保証人が負う保証債務の額は、主たる債務の額を保証人の数に応じ等しい割合で分割した額となる。他方、連帯保証人が複数いる場合、民法上、連帯保証人には分別の利益は認められていないため、各保証人は、いずれも主たる債務の全額につき保証債務を負う。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第2問 2-4 (3点)

株式会社の役員等に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害を生じるおそれがあるときは、監査役は、原則として、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

イ. 取締役会設置会社の監査役は、原則として、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

ウ. 会計参与は、その職務を行うため必要があるときは、会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、または当該子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。

エ. 会計参与は、会計参与設置会社の会計帳簿等の閲覧および謄写をすることはできないが、執行役および取締役等に対して会計に関する報告を求めることができる。

オ. 会社法上、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社および大会社は会計監査人の設置を義務付けられるが、その他の株式会社は会計監査人を設置することができない。

- ① アイウ ② アウエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ イエオ

第3問 3-1 (3点)

A社は、玩具の製造および販売を行う日本の会社である。A社は、一部の製品の生産をX国で行うこととし、その生産をX国の法人であるB社に委託することとした。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社とB社との間に生じた民事上の法的紛争について、日本の裁判所に民事訴訟が提起され、当該日本の裁判所で当該紛争が審理される場合でも、当然に日本の法律が当該紛争の準拠法となるとは限らない。
- ② A社とB社との間の取引に関し民事上の法的紛争が生じた場合に備え、A社とB社との間で国際裁判管轄の合意をする場合、日本の民事訴訟法上、当該合意は書面または電磁的記録でなければ効力を生じない。
- ③ A社とB社は、日本の民事訴訟法の規定に従って、両者の間で生じた民事上の法的紛争については日本の裁判所に訴えを提起しなければならない旨の国際裁判管轄の合意をした。この場合であっても、実際に日本以外の国の裁判所に民事訴訟が提起されたときに、当該合意が必ずしも有効なものとは扱われるとは限らない。
- ④ A社とB社との間に生じた民事上の法的紛争について、B社は、X国の裁判所において、A社を相手方として損害賠償請求訴訟を提起した。この場合であっても、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるときには、A社は、同一の法的紛争について、日本の裁判所において債務不存在の確認を求める訴訟を提起し得る。
- ⑤ A社とB社との間に生じた民事上の法的紛争について、B社は、X国の裁判所に民事訴訟を提起し、B社の請求を認容する旨の判決が言い渡され確定した。この場合、B社は、日本の裁判所において何らの手続を経ることなく、当該判決を債務名義として、当該判決の内容を日本国内で執行することができる。

第3問 3-2 (3点)

不正競争防止法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 技術上または営業上の情報について、営業秘密として不正競争防止法上の保護を受けるためには、当該情報にアクセスできる者を制限するとともに、当該情報にアクセスした者がそれを秘密であると認識できるようにするなど、当該情報が秘密として管理されていることが必要である。
- ② 競合他社が、自社の使用する著名な商品名と同一の商品名を当該競合他社の製品に表示して販売している。この場合において、当該競合他社の行為が不正競争に該当するには、自社が当該商品名について商標登録を受けている必要がある。
- ③ 市販のDVDソフトウェアに施されている不正コピー防止技術が無効にして不正コピーを可能とする機能を有する装置を販売する行為は、不正競争に該当しない。
- ④ 不正競争によって営業上の利益を侵害されるおそれがある者は、その侵害行為を予防するために差止請求権を行使することができるが、不正競争によって営業上の利益の侵害状態が発生した後は、営業上の利益を侵害された者は、差止請求権を行使することはできない。
- ⑤ 不正競争によって営業上の利益を侵害された被害者が、故意または過失により被害者の利益を侵害して自己の利益を得ている加害者に対し、不正競争防止法に基づき損害賠償請求訴訟を提起する場合、同法上、被害者の損害額を推定する規定はないため、被害者は、加害者の不正競争により自己が受けた損害の額を自ら証明する必要がある。

第3問 3-3 (3点)

民事訴訟手続に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 原告が訴状を提出し訴えを提起した場合において、その訴状に民事訴訟法所定の記載事項につき不備があるときは、補正が命じられることなく、裁判長により直ちに訴状が却下される。

イ. 当事者が証拠の申出をした場合であっても、裁判所は、その裁量により、当該証拠の証拠調べを実施しないことができる。

ウ. 裁判所は、判決をするにあたり、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果を斟酌して、自由な心証により事実認定を行う。

エ. 裁判所は、口頭弁論が終結した後は、両当事者に対し、和解を試みることができない。

オ. 原告および被告の双方が判決言渡期日に欠席すると、裁判所は、判決の言渡しをすることができない。

① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ

第3問 3-4 (3点)

A社は、その業務に関し、B社との間で、A社を委託者、B社を受託者として、業務委託契約を締結した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本件業務委託契約には、商法等の特別法の適用はないものとする。

- ア. 本件業務委託契約が民法上の請負契約に該当し、委託業務の成果物の引渡しを契約の目的とする場合において、本件業務委託契約で請負代金の支払時期が定められておらず、かつ、B社に請負代金が支払われていないときは、A社は、B社から当該成果物の引渡しを受ける時に、B社に請負代金を支払わなければならない。
- イ. 本件業務委託契約が民法上の請負契約に該当する場合、A社は、委託業務の成果物に瑕疵があったとしても、その瑕疵が生じたことにつきB社に帰責事由がないときは、B社に対してその瑕疵の修補を請求することができない。
- ウ. 本件業務委託契約が民法上の請負契約に該当する場合、A社は、B社が委託業務を完了する前であれば、いつでも損害を賠償して本件業務委託契約を解除することができる。
- エ. 本件業務委託契約が民法上の委任契約または準委任契約に該当する場合、A社は、B社による委託業務の遂行が不完全であったため損害を被ったとしても、そのことにつきB社に帰責事由がないときは、B社に対して債務不履行による損害賠償を請求することができない。
- オ. 本件業務委託契約が民法上の委任契約または準委任契約に該当する場合、A社は、B社が委託業務を完了する前に限り、本件業務委託契約を解除することができる。

- ① アイオ ② アウエ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第4問 4-1 (3点)

特許法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 特許法上、特許を受ける権利は譲渡することができないため、発明をしたXは、当該発明についての特許を受ける権利を第三者であるY社に移転することはできない。

イ. X社は、自社の特許発明について、Y社に専用実施権を設定することとした。この場合、当該専用実施権は、特許法上、X社とY社との間で専用実施権設定契約を締結し、かつ、特許原簿への登録をしなければ、その効力を生じない。

ウ. X社の従業者Yが職務発明をし、X社の勤務規則の定めにより、X社が当該職務発明についての特許権をYから承継した。この場合、特許法上、Yには、X社から相当の利益を受ける権利が認められる。

エ. Xは、過失により、Y社の特許発明についてY社の特許権を侵害し、その業務上の信用を害した。この場合、特許法上、Y社には、その損なわれた業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求する権利が認められる。

オ. X社の従業者Yは、Z社の特許発明について、Z社が特許権者であることを知りながら、X社の業務に関し、Z社に無断で実施している。この場合、侵害行為を行ったYだけでなく、X社も刑事罰を科されることがある。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ | オー○ |
| ② | アー○ | イー× | ウー○ | エー× | オー× |
| ③ | アー× | イー○ | ウー○ | エー○ | オー○ |
| ④ | アー× | イー○ | ウー× | エー○ | オー× |
| ⑤ | アー× | イー× | ウー× | エー× | オー× |

第4問 4-2 (3点)

労働者災害補償保険法(労災保険法)に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 労災保険法の適用事業場において使用されている労働者の被扶養配偶者が、疾病のため療養を受けた。この場合、当該療養について、労災保険法に基づく保険給付が行われる。
- ② 労災保険法の適用事業場において使用されている労働者が、業務終了後の帰宅途中に、通常利用している通勤経路外に所在する映画館に立ち寄り、映画を鑑賞中に、当該映画館の火災により負傷し療養を受けた。この場合、当該療養について、労災保険法に基づく保険給付は行われぬ。
- ③ 労災保険法の適用事業場において使用されている労働者が、所定労働時間内に完了できなかった業務について、上司の指示に従い所定労働時間の終了後に当該事業場の作業場で遂行していたところ、作業場の設備の不具合により負傷し療養を受けた。この場合、当該療養について、労災保険法に基づく保険給付は行われぬ。
- ④ 労災保険法の適用事業場である株式会社の株主が、当該株式会社の株主総会に出席するため、住居と株主総会会場との間の合理的な経路を移動中に交通事故に遭い負傷し療養を受けた。この場合、当該療養について、労災保険法に基づく保険給付が行われる。
- ⑤ 労災保険法の適用事業場において使用されている労働者が、出張先において業務遂行中に作業場の設備の不具合により負傷し療養を受けた。この場合、当該療養について、労災保険法に基づく保険給付は行われぬ。

第4問 4-3 (3点)

抵当権に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 債務者は、自己の債権者のために自己の所有する建物に抵当権を設定し、その旨の登記を経た後、第三者との間で、当該第三者に当該建物を賃貸する旨の賃貸借契約を締結した。この場合、当該債権者は、民法上、当該抵当権に基づく物上代位権を行使して、当該建物の賃料が当該第三者から当該債務者に支払われる前に賃料債権を差し押さえ、優先的に自己の債権の弁済を受けることができる。
- イ. 債務者は、自己の債権者のために自己の所有する建物に抵当権を設定し、その旨の登記を経た後、第三者との間で、当該第三者に当該建物を賃貸する旨の賃貸借契約を締結し、当該建物を引き渡した。その後、当該抵当権が実行され、当該建物の買受人が当該建物を所有するに至ったときであっても、民法上、当該第三者は、当該建物の競売における買受けの時から一定の期間が経過するまでは、当該買受人に対し、当該建物を明け渡す必要はない。
- ウ. 債務者は、自己の債権者のために自己の所有する土地に抵当権を設定し、その旨の登記を経た後、当該土地上に建物を建築した。この場合、当該債権者は、民法上、当該抵当権を実行するのに際し、当該土地とともに当該建物も競売に付すことができるが、当該土地の代価についてのみ、担保権を有しない一般債権者に優先して弁済を受けることができる。
- エ. 債権者は、債務者に融資をするにあたり、当該債務者所有の土地と建物を共同抵当として抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。この場合、当該債権者は、当該抵当権を実行するためには、民法上、当該土地と当該建物の両方について同時に競売の申立てをしなければならない。
- オ. 債務者が、自己の債権者のために自己の所有する土地に抵当権を設定し、その旨の登記を経た後、当該債務者について破産手続開始の決定がなされた。この場合、当該債権者は、破産法上、当該抵当権を実行して債権の回収を図ることができない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第4問 4-4 (3点)

景品表示法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、自社の新商品甲の販売促進のためのキャンペーンを展開し、そのキャンペーンのチラシに「キャンペーン期間中に甲をご購入のお客様全員に現金で1,000円をキャッシュバック(返金)」する旨の表示をして甲を販売した。A社の行うキャッシュバックは、正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益に該当する場合であっても、景品表示法上の景品類に該当する。
- ② A社は、販売促進のためのキャンペーンの一環として、自社の商品甲のすべてに、景品としてミニタオルを付けて販売することとした。当該ミニタオルの価額については、法令上、制限は定められていない。
- ③ A社は、自社製造の脱臭剤に「他社の同サイズ製品よりも効果が3倍長持ちする」旨を記載して販売しているが、実際の効果持続期間は他社の同サイズ製品と同等程度であった。この場合、A社の当該記載は、景品表示法上の不当な表示に該当しない。
- ④ A社は、自社製造の包丁のパッケージに「絶対錆びない特殊加工」と記載して販売している。しかし、当該包丁は、実際にはそのような特殊加工はされておらず、一般的な包丁と同程度に錆びを生じるものであった。この場合、消費者契約法上の適格消費者団体だけでなく、すべての人が、A社に対し、景品表示法に基づき、当該記載の停止を請求することができる。
- ⑤ A社は、自社の人気商品甲の新聞広告において、甲の性能が実際よりも著しく優良である旨の表示をしたが、当該表示について内閣総理大臣(消費者庁長官)から一定期間内にその裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められた。この場合において、A社が当該期間内に合理的な根拠を示す資料を内閣総理大臣(消費者庁長官)に提出しないときは、当該新聞広告における表示は、内閣総理大臣(消費者庁長官)の行う措置命令については、不当な表示とみなされる。

第5問 5-1 (3点)

取締役会設置会社であるA株式会社の株主の権利に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、一定の日を基準日と定め、当該基準日において株主名義に記録されている株主を、当該基準日から一定の期間内に開催するA社の株主総会において議決権を行使することができる者と定めることができる。
- ② 剰余金配当請求権は少数株主権であり、A社の株式を一株のみ保有している株主は、会社法上、A社に対し剰余金配当請求権を有しない。
- ③ A社は、法務省令の定める範囲内の一定の数の株式を定款で一単元の株式とする旨を定めることにより、その発行する株式について、一単元の株式をもって、A社の株主に株主総会において一個の議決権を行使させることができる。
- ④ A社は、株主総会において議決権を行使することができる株主の代理人となり得る者をA社の株主に限定する旨を、定款で定めることができる。
- ⑤ A社において、株主に剰余金の配当を受ける権利および残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨を定款で定めたとしても、その定めは効力を有しない。

第5問 5-2 (3点)

民事再生手続および会社更生手続に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A株式会社について、民事再生法に基づき、再生手続開始の決定がなされた。この場合、原則として、従前のA社の取締役らが、A社の業務を遂行し、A社の財産を管理し処分する権利を有する。

イ. A株式会社について、民事再生法に基づき、再生手続開始の決定がなされた。A社は、債権届出期間の満了後、裁判所の定める期間内に裁判所に再生計画を提出した。この場合、当該再生計画案については、一般に、債権者集会における決議または書面による決議がなされる。

ウ. A株式会社について、民事再生法に基づき、再生手続開始の決定がなされた。その後、A社が、取引先であるB社からA社の業務に要する部品を購入したときは、B社のA社に対する当該部品の売買代金債権は、共益債権として随時弁済を受けられるものではなく、再生債権として再生計画に従って弁済される。

エ. 個人事業主Aは、弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがあるため、再建型の法的整理手続を利用して、その事業の維持更生を図ろうとしている。この場合、会社更生手続は株式会社のみを適用対象としているため、Aは、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てをすることはできない。

オ. A株式会社について、会社更生法に基づき、更生手続開始の決定がなされた。当該決定により前にA社所有の土地に抵当権の設定を受けその旨の登記を経ているB社は、更生手続によらずに当該抵当権を実行して債権の回収を図ることができる。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第5問 5-3 (3点)

金属部品の製造業を営むX社は、金属部品の表面処理の一部をY社に委託している。X社は、精密機器メーカーZ社から、アルミ合金製の部品甲の製作を代金80万円で受託し、部品甲につき、自社で原材料からの切削加工を行った後、その表面処理をY社に下請代金10万円、納期を2週間後と定めて委託した(以下、「本件製造委託」という)。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、X社は下請代金支払遅延等防止法(下請法)上の親事業者に該当し、Y社は下請法上の下請事業者に該当するものとする。

- ア. X社は、本件製造委託をした場合には、直ちに、Y社に対し、Y社の給付の内容、下請代金の額、支払期日および支払方法等を記載した書面を交付しなければならないが、当該書面の交付は、Y社の承諾の有無にかかわらず、書面に代えて電子メール等の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。
- イ. X社は、本件製造委託におけるY社に対する下請代金の支払期日を、Y社の給付を受領した日から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定めなければならない。
- ウ. Y社は、部品甲の表面処理を完了させX社に引き渡したが、その後に、Z社からX社に対して、部品甲の表面処理の方法を変更して欲しいとの連絡があった。この場合、X社は、Y社に対し、再加工分の下請代金の支払い等をする事なく、部品甲の再加工を求めることができる。
- エ. X社は、本件製造委託をした後に、Z社からの申出により、部品甲の代金について交渉を行い、1割の値引きに応じ、代金を72万円とすることでZ社と合意した。この場合、X社は、Y社の承諾なくY社に支払うべき下請代金を1割減額し、9万円としたとしても、下請法に違反することはない。

オ. X社は、約定の期日に、Y社から表面処理の完了した部品甲の引渡しを受けたが、Y社の責めに帰すべき理由がないのに、約定の支払期日に下請代金をY社に支払わなかった。この場合、X社は、Y社との間に遅延損害金に関する定めがなくても、X社が部品甲の引渡しを受けた日から起算して60日を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じて、未払金額に下請法所定の割合を乗じて得た金額を遅延利息としてY社に支払わなければならない。

- ① アウ ② アエ ③ イウ ④ イオ ⑤ エオ

第5問 5-4 (3点)

商標権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形および立体的形状については商標権の設定登録を受けることができるが、音については商標権の設定登録を受けることはできない。
- ② 業として商品を生産し、証明し、または譲渡する者がその商品について使用する標章については商標権の設定登録を受けることができるが、業として役務を提供し、または証明する者がその役務について使用する標章については商標権の設定登録を受けることはできない。
- ③ 類似の商品に使用される同一の商標について複数の商標登録出願があった場合、先に商標を作成したことを証明した者が、当該商標につき商標登録を受けることができる。
- ④ 登録商標については、当該登録商標が使用されていない状態が継続したとしても、第三者が、その不使用を理由として、商標登録の取消しを求めることはできない。
- ⑤ 商標権の存続期間は、設定登録の日から10年間であるが、何度でも更新登録をすることが可能である。

第6問 6-1 (2点)

商法上の仲立人に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 民法上、仲立人は、他人間の商行為の成立につき、自己の財産に対するのと同じの注意をもって尽力すべき義務を負っており、かつ、この義務を果たせば足りる。
- ② 商法上、仲立人は、商行為の媒介につき委託を受けた場合、当事者間に商行為が成立するまでの間に、あらかじめ各当事者の氏名または商号、行為の年月日等の一定の事項を記載した書面（結約書）を作成し各当事者に交付しなければならない。
- ③ 委託者がその氏名を相手方に示さないよう仲立人に命じた場合であっても、商法上、仲立人は、媒介する商行為について相手方に対し説明義務を負うため、相手方から委託者の氏名の開示を求められたときは、これに応じなければならない。
- ④ 商法上、仲立人は、商法所定の事項を記載した帳簿を保存する義務を負い、当事者の請求があれば、その当事者のために媒介した行為についてその帳簿の謄本を交付しなければならない。
- ⑤ 商法上、仲立人は、自己の媒介により当事者間に商行為が成立した場合でも、委託者との間の仲立契約において報酬に関する約定をしていなければ、報酬を請求することができない。

第6問 6-2 (2点)

次のア～オの記述は、X社内において、X社がY社に対して有する200万円の売掛金の回収について検討している甲と乙との会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 甲「Y社に対する売掛金200万円が未回収のままとなっています。売掛金の弁済を催告してはいますが、Y社は一向に支払おうとしません。Y社との間の紛争を解決するために、当社はどのような手順をとることができますか。」
- 乙「当社とY社との間の話し合いによる解決、すなわち、当社がY社と裁判外の和解をすることが考えられます。裁判外の和解をする際の注意事項としては、合意が成立したことおよびその内容について、書面を作成することが挙げられます。また、合意の内容を公正証書にすれば、一定の場合には、公正証書自体が債務名義となります。」
- イ. 甲「これまでのY社との交渉の経緯から考えると、当社とY社以外の第三者にも関与してもらった方がいいように思いますが、そのような紛争解決手続はありますか。」
- 乙「裁判所において中立な第三者である調停委員が関与した上で行う話し合いの手続である調停があります。もっとも、調停が成立しても、調停調書は債務名義とならず、直ちに強制執行ができないのが難点です。」
- ウ. 甲「民事上の法的紛争の解決方法として、仲裁という手続があると聞いたことがあります。どのような手続なのでしょう。」
- 乙「仲裁手続において仲裁判断がなされれば、確定判決と同一の効力が認められるため、強制執行は可能です。ただし、仲裁手続をするためには、紛争が生じる前に仲裁合意をしておく必要があります。当社とY社との間の売買契約では仲裁条項を設けておらず、かつ、契約締結後、本件紛争が生じる前に仲裁合意をしていないため、本件売掛金の回収については仲裁手続を利用することはできません。」

エ. 甲「これらのほかに、売掛金を回収するための手続として、どのようなものが考えられますか。」

乙「支払督促は、請求金額の制限もなく、確定すれば債務名義となるので、強制執行も可能です。もっとも、Y社が督促異議を申し立てると、民事訴訟手続に移行します。」

オ. 甲「裁判所における少額訴訟手続により売掛金を回収することはできますか。」

乙「少額訴訟は、原則として1回の審理で終了する訴訟手続ですが、60万円以下の金銭の支払いをめぐるトラブルに限り利用できます。本件売掛金は200万円ですので、少額訴訟では、その全額を請求することができません。」

① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第6問 6-3 (2点)

取締役会設置会社であり、代表取締役が選定されている株式会社における取締役会および取締役の役割と責任に関する次の①～⑤の記述のうち、会社法の規定に照らし、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、本問における取締役会設置会社は、監査等委員会設置会社ではなく、かつ、指名委員会等設置会社でもないものとする。

- ① 会社法所定の手続に基づき、取締役が自己のために会社との間で利益相反取引を行ったところ、当該取引により会社に損害が生じた。この場合、当該取締役だけではなく、当該取引に関する取締役会の承認決議に賛成した取締役や会社が当該取引をすることを決定した取締役も、会社に対し損害賠償責任を負うことがある。
- ② 取締役は、個人として会社の事業の部類に属する取引を行う場合、事前に取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けるか、または、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告するか、いずれかをしなければならない。
- ③ 取締役会は、その権限とされている多額の借財および支配人その他の重要な使用人の選任および解任の決定を代表取締役に委任することができない。
- ④ 取締役会の決議要件は、会社法所定の割合を上回る割合を定款で定めることにより、加重することができる。
- ⑤ 取締役会設置会社は、取締役会の議事について所定の事項を記載した議事録を作成した。この場合、当該会社は、当該議事録を、取締役会の日から10年間、その本店に備え置かなければならない。

第6問 6-4 (2点)

インターネットにかかわる法規制に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. インターネットを通じて不特定の者が利用できるウェブサイト上で、個人のプライバシーを侵害する情報が流通し、当該個人に損害が生じた。この場合、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)上、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介するプロバイダは、損害発生防止のために必要な注意を果たしたことを証明しない限り、当該個人に対する損害賠償責任を免れない。
- イ. コンピュータのアクセス管理者がコンピュータにアクセス制御機能を付加して第三者の不正な利用を制限している場合において、当該コンピュータの正当な管理・利用権限を有しない者が、アクセス管理者の承諾を得ずに、アクセス管理者になりすまし、利用権者にそのIDやパスワードを当該コンピュータに入力するよう求める旨の電子メールを送信する行為は、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(不正アクセス禁止法)により禁止されている。
- ウ. 不正アクセス禁止法上、不正アクセス行為が行われたコンピュータのアクセス管理者が、その再発を防止するため、都道府県公安委員会に対し、当該コンピュータを不正アクセス行為から防御するために必要な応急措置が的確に講じられるよう、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を受けたい旨を申し出る制度が設けられている。
- エ. 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(迷惑メール防止法)上、特定電子メールの送信者は、あらかじめ特定電子メールの送信に同意する旨を送信者に通知した者に対して特定電子メールを送信する場合、送信者の氏名または名称その他の所定の事項を特定電子メールに表示しなくてもよい。

(TAC・無断転載を禁ず)

オ. 迷惑メール防止法上、特定電子メールの送信者は、あらかじめ特定電子メールを送信することに同意する旨を送信者に通知した者に対しては、送信者が特定電子メールの送信に用いる電子メールアドレスを偽って特定電子メールを送信することができる。

- ① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ

第7問 7-1 (2点)

X社は、Y社に商品を売却し、その売掛金債権を自働債権として、相殺により回収しようとしている。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. Y社がX社に対して貸金債権を有する場合において、X社は、本件売掛金債権の弁済期が到来していれば、当該貸金債権の弁済期が未到来であっても、期限の利益を放棄して、当該貸金債権を受働債権、本件売掛金債権を自働債権として、対当額で相殺することができる。
- イ. Y社の子会社であるZ社がX社に対して賃料債権を有する場合において、X社は、本件売掛金債権の弁済期が到来したとしても、当該Z社が有する賃料債権を受働債権、本件売掛金債権を自働債権として、対当額で相殺することはできない。
- ウ. Y社がX社に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有している場合、X社は、本件売掛金債権の弁済期が到来したとしても、当該損害賠償請求権を受働債権、本件売掛金債権を自働債権として、対当額で相殺することはできない。
- エ. X社とY社との間で、両者間の債権について相殺を禁止する旨の特約をしたとしても、民法上、当該特約は無効であるため、Y社がX社に対して貸金債権を有している場合において、当該貸金債権と本件売掛金債権が相殺敵状にあるときは、X社は、当該貸金債権を受働債権、本件売掛金債権を自働債権として、対当額で相殺することができる。
- オ. Y社がX社に対して貸金債権を有している場合において、X社は、本件売掛金債権の弁済期が到来していれば、本件商品の引渡しがなされていないためY社が本件売掛金債権につき同時履行の抗弁権を有しているとしても、当該貸金債権を受働債権、本件売掛金債権を自働債権として、対当額で相殺することができる。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第7問 7-2 (2点)

A社は、B社との間で業務委託契約を締結し、A社の主催するイベントの運営管理や参加者へのチケット販売等、当該イベントの開催に関する一切の業務をB社に委託した。当該イベントの当日、B社が参加者の行列を整理するために設置した動線確保用のプラスチック柵の位置が適切でなかったことから、入場待ちの参加者が押し合う形となって混乱が生じた。この混乱により、押合いに巻き込まれたCら一部の参加者が転倒して負傷するとともに、イベント会場に設置されていたA社所有の備品の一部が参加者の接触により破損するという事故(以下、「本件事故」という)が発生した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 本件事故の発生についてB社の従業員Dに過失が認められる場合、B社は、民法415条の債務不履行責任の規定に基づき、A社に対し、本件事故によりA社に加えた損害を賠償する責任を負う。

イ. 本件業務委託契約では損害賠償額の予定についての定めがなされていたが、本件事故により、A社は、当該損害賠償額の予定で定められた額を超える額の損害を被った。この場合、民法上、A社は、B社に対し、債務不履行に基づく損害賠償として、実際に被った損害額の賠償を請求することはできない。

ウ. 本件事故についてB社の従業員Dに民法709条の不法行為が成立する場合、B社は、Dの選任およびその事業の監督について相当の注意をしたとき、または相当の注意をしても損害が生ずべきであったときであっても、民法715条の使用人責任の規定に基づき、A社に対し、本件事故によりA社に加えた損害を賠償する責任を負う。

エ. Cは、本件事故により生じた損害につき、B社に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行うことを検討している。この場合、Cが加害者および損害の発生を知った時から3年以内に損害賠償請求権を行使しないときは、民法上、当該損害賠償請求権は、時効により消滅するとされている。

オ. 本件事故の発生については、Cが、B社の従業員Dによる制止に従わず、強引にイベント会場に入場しようとしたため、押合いに巻き込まれたという事情が存在した。Cを原告、B社を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された場合、裁判所は、民法上、損害賠償額の算定にあたり、Cの過失を考慮して損害賠償の額を定めることはできない。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第7問 7-3 (2点)

不動産登記制度に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、B社との間で売買契約を締結し甲土地の所有権を譲り受け、所有権移転登記を経ずに、所有権移転の仮登記を経た。その後、甲土地につき、当該仮登記に基づく所有権移転登記がなされる前に、B社は、B社の債権者であるC社との間で抵当権設定契約を締結し、抵当権設定登記を経た。この場合、A社は、当該仮登記に基づく所有権移転登記を行うことはできない。
- ② A社は、B社との間で売買契約を締結し甲土地の所有権を譲り受けたが、所有権移転登記を経る前に、B社の債権者C社を差押債権者とする差押登記が甲土地になされた。この場合、A社は、当該差押登記がなされている間は、所有権移転登記を行うことができない。
- ③ A社は、B社との間で売買契約を締結し甲土地の所有権を譲り受けたが、B社から、甲土地の引渡しおよび所有権移転登記手続への協力のいずれも拒まれている。この場合、A社は、B社に対して、所有権移転登記手続への協力を請求することはできるが、所有権移転登記を経ない間は、甲土地の所有権が自己にあることを主張して、甲土地の引渡しを請求することはできない。
- ④ A社は、Bとの間で売買契約を締結し甲土地の所有権を譲り受けたが、第三者CのBに対する強迫により、A社への所有権移転登記の申請が妨げられた。その後、A社が所有権移転登記を経ないうちに、Cは、Bから甲土地を買い受けて所有権移転登記を経た。この場合、A社は、甲土地につき所有権移転登記を経ていなくても、Cに対して、甲土地の所有権の移転を受けたことを対抗することができる。
- ⑤ A社は、B社との間で、B社の所有する甲土地を買い受ける旨の売買契約を締結したが、実際は、甲土地を所有しているのはC社であった。この場合において、A社とB社との間で売買契約がなされた時点で、A社が、B社を所有者とする甲土地の不動産登記簿の登記事項を信じ、かつ、B社が甲土地の所有者でないことを過失なく知らなかったときは、甲土地の所有権を取得することができる。

第7問 7-4 (2点)

株式の譲渡および取得に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 会社法上、子会社による親会社の株式の取得について制限は設けられていないため、X株式会社は、その会社法上の親会社に該当するY株式会社の株式を自由に取得することができる。
- ② 取締役会設置会社であるX株式会社の株主Yは、その保有するX社の譲渡制限株式をZに譲渡した。この場合、会社法上、X社において当該譲渡を承認する機関は、株主総会である。
- ③ 株券を発行していないX株式会社の株主Yは、その保有するX社の株式をZに譲渡した。この場合、当該株式の譲渡は、YとZとの間の株式を譲渡する旨の意思表示でその効力を生じ、株主名簿への記載または記録は、X社その他の第三者に対する対抗要件である。
- ④ X株式会社は、自己株式を取得した場合において、その保有する自己株式が発行済株式総数の一定割合を超えているときは、会社法上、自己株式の処分を義務付けられる。
- ⑤ X株式会社は、X社の株主との間の合意により、有償で自己株式を取得する場合、会社法上、X社の株主総会の特別決議による授権決議を経なければならず、株主総会の普通決議や取締役会決議による授権決議を経て自己株式を取得することは認められていない。

第8問 8-1 (2点)

次の文章は、平成27年に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号)による個人情報保護法の改正(平成29年5月30日施行。以下、「改正個人情報保護法」という)について述べたものである。この文章中の下線部(a)～(e)の記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

改正個人情報保護法においては、まず、従前個人情報保護法の適用除外とされていた小規模事業者への対応が行われた。すなわち、(a)その取り扱う個人情報の量および利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を適用除外とする旨の規定が削除され、個人情報データベース等を事業の用に供している者は、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、原則として個人情報取扱事業者に該当することとされた。

次に、従前必ずしも個人情報に該当するかどうか明らかでなかった情報に対応して、個人情報の定義が改められた。例えば、(b)自動車運転免許証番号やパスポート番号については、その番号単体のみでは個人情報保護法上の個人識別符号には該当せず、同時に含まれる他の情報と組み合わせて特定の個人の氏名を識別することができる場合に限り個人識別符号に該当し、これを含むものは個人情報に該当するものとされた。

さらに、改正個人情報保護法では、個人情報の利用に過度の制約が及ばないようにし、適切な利用を促進する規定も設けられた。例えば、個人情報に所定の措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを匿名加工情報と定義した上で、(c)匿名加工情報に関しては、その定義から個人情報に該当しない情報であることから、加工に関する規定を置いた上で、その後の匿名加工情報の使用、提供等については特段の規制を設けないこととされた。また、(d)改正個人情報保護法の施行前においては、個人情報取扱事業者が個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないと規定されていたが、改正個人情報保護法の施行後はかかる

規定が削除され、変更された利用目的について本人に通知し、または公表するのであれば、任意に利用目的を変更することができることとされた。

その他、(e)改正個人情報保護法では、いわゆるトレーサビリティの確保の観点から、個人情報取扱事業者が第三者に個人データを提供したときは、当該第三者の氏名または名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成し、一定の期間保存しなければならないものとされた。

- ① 1個 ② 2個 ③ 3個 ④ 4個 ⑤ 5個

第8問 8-2 (2点)

A社は、B社との間で、B社所有の甲建物を賃借する旨の賃貸借契約を締結し、甲建物の引渡しを受け使用を開始した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本件賃貸借は、借地借家法上の「定期建物賃貸借等」には該当しないものとする。

ア. 甲建物の屋上の防水シートが豪雨により破損したため、A社は、工務店に修繕を依頼し、その費用を支出した。この場合、A社は、特約がない限り、B社に対し、防水シートの修繕に要した費用の償還を請求することができない。

イ. 本件賃貸借契約の期間が満了するに際し、A社がB社に対して本件賃貸借契約の更新を請求した場合、B社は、借地借家法上、更新を拒絶するについての正当事由の有無を問わず、A社による更新の請求を拒むことができない。

ウ. A社は、甲建物内にOA機器を設置して使用していたが、その後、B社との合意により、本件賃貸借契約を終了させた。この場合、民法上、A社は、甲建物を返還するに際し、当該OA機器を収去しなければならない。

エ. A社は、B社の承諾を得て甲建物について都市ガスの配管をし、その費用(有益費)を支出した。この場合において、都市ガスの配管による甲建物の価格の増加が現存するときは、民法上、B社は、当該有益費については、原則として、本件賃貸借契約の終了時に、A社が支出した金額または増加額のいずれかを選択してA社に償還する義務を負う。

オ. A社は、B社の承諾を得ずに甲建物を第三者に転貸した。この場合において、当該転貸がB社に対する背信行為と認めるに足りない特段の事情があるときは、B社は、甲建物の無断転貸を理由として本件賃貸借契約を解除することができない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第8問 8－3 (2点)

A社は、B建設会社との間で、A社の注文に基づき、B社が甲建物を建築する旨の請負契約を締結した。本件請負契約における請負代金は1億円であり、甲建物の引渡しと同時に支払うこととされていた。その後、B社は、資金繰りが悪化し、甲建物の建築工事の着手および請負代金の支払いのいずれもなされないうちに、破産手続開始決定を受け、その破産管財人としてCが選任された。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 破産法上、A社は、相当の期間を定めて、Cに対し、本件請負契約の解除と甲建物の完成・引渡義務の履行のいずれを選択するかを確答するよう催告することができ、この期間内にCが確答をしないときは、甲建物の完成・引渡義務の履行を選択したものとみなされる。
- イ. Cが破産法に基づき本件請負契約につき甲建物の完成・引渡義務の履行を選択して、A社に対し請負代金債務の履行を請求した場合であっても、破産法上、A社は、本件請負契約を解除して、Cからの当該請負代金債務の履行の請求を拒絶することができる。
- ウ. Cが破産法に基づき本件請負契約につき甲建物の完成・引渡義務の履行を選択して、A社に対し請負代金債務の履行を請求した場合、A社は、引き続き本件請負契約に従って、甲建物の引渡しを受ける権利を有する。
- エ. Cは、破産法に基づき本件請負契約の解除を選択する場合、破産法上、A社のために、本件請負契約に従って甲建物の建築を請け負う他の建築業者を指定しなければならない。
- オ. Cが破産法に基づき本件請負契約を解除したことによりA社に損害が発生した場合、A社は、破産債権者として損害賠償請求権を行使することができる。

- ① アイ ② アウ ③ イエ ④ ウオ ⑤ エオ

第8問 8-4 (2点)

X社では、海外進出が決定したため、これに先立って、国際取引に関する各種の調査を行っている。次のア～オの記述は、国際取引における契約書の条項について話し合っているX社内における発言の一部である。これらの発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 「国際的な売買取引においては、売主の目的物引渡債務が不可抗力によって履行できない場合、取引の相手方の属する国にかかわらず、売主に責任が生じることはないとされているため、契約当事者は、国際売買契約に不可抗力条項 (force majeure clause) を設ける必要はありません。」
- イ. 「国際取引において、相手方との間でライセンス契約を締結したり、相手方から重要な機密情報の開示を受けたりする場合には、秘密保持契約の締結が必要となることがあります。秘密保持契約は、一般に、当事者に対し、第三者に秘密情報を開示しないことや秘密情報を目的外で使用しないことなどの不作為義務を定める契約です。」
- ウ. 「仲裁条項は、当事者間の紛争を仲裁によって解決する旨を定めた条項です。ただし、この条項が設けられた場合でも、日本の仲裁法上は、当事者間に発生した紛争を民事訴訟で解決することは可能であり、仲裁条項を根拠に民事訴訟の却下を求めることはできません。」
- エ. 「通知条項は、解約等の意思表示の通知先、方法、効力発生時期、効果について定めた条項です。国際間の通知の場合には、郵便事情等により必ずしも通知が到達するとは限らないので、通知が到達しない場合でも通知の効力を生じさせるには、発信主義で合意しておく必要があります。」

オ.「完全合意条項は、契約書に記載された内容が、当事者間の完全な合意内容を表示し、それが契約締結以前に契約の目的事項に関して存在した当事者の合意に優先することを規定した条項です。これは、英米証拠法のルールである口頭証拠排除法則、すなわち、ある事柄に関して最終的な契約書が作成された場合には、当事者は、契約交渉過程で当事者間に成立した他の合意を契約書面の内容を変更するものとして裁判所に提出することはできないとの法則を再確認するものです。」

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第9問 9-1 (2点)

A社の従業員Bが、業務中にA社の社用車を運転中、信号無視の乗用車に追突され、社用車および積荷のA社製品が破損するという事故が発生した。そこで、A社は、当該乗用車を運転していたCを相手方として、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起することを検討している。次のア～オの記述は、民事訴訟における主張および証明の対象事実について話し合っているA社内における発言の一部である。これらの発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア。「本件事故について、Cに民法709条の不法行為が成立するには、当社に損害が発生したこと、Cに故意または過失があること、加害行為と損害との間に因果関係があること、違法性阻却事由がなく加害行為が違法であること、Cに責任能力があることを要します。」
- イ。「当社が、本件事故について、Cを相手方として、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した場合、当社の請求が認められるためには、当社が民法709条の要件に該当する具体的事実（主要事実）を主張する必要があります。ただし、当社が主要事実を主張していない場合であっても、裁判所は、提出された証拠から当該事実が存在する旨の確信を得れば、当該事実が存在することを当然に認定することができる」とされています。」
- ウ。「当社からCに対する損害賠償請求が認められるために、当社が主要事実について証明をなすべき範囲は、Cの認否によって異なります。本件事故について、当社が損害として社用車の修理代の存在を主張したのに対して、Cがその主張を認めた場合には、当該事実については、当社がその存在を証明する証拠を提出しなかったとしても、判決ではその事実が存在すると認定されます。」
- エ。「当社がCの故意または過失に該当する事実としてCの信号無視の事実を主張したのに対して、Cがこれを争った場合、当該事実が存在することが認定されるためには、当社においてその存在を証明しなければなりません。」

オ。「例えば、当社の具体的な損害額の主張に対してCが損害金をすでに支払ったとの主張をした場合において、当社がCの当該主張を争うときは、当社において損害金を受領していない旨を証明する必要があります。」

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第9問 9-2 (2点)

社会福祉関連法および環境保全関連法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 身体障害者補助犬法上、公共交通事業者等は、その管理する公共交通機関を身体障害者が利用する場合、原則として、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない。
- ② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）上、公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設する場合、当該旅客施設を、高齢者や障害者の移動円滑化のために必要な一定の基準に適合させることを義務付けられる。
- ③ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）は、一定の業種に属する事業者に対し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）のための取組みを求めている。
- ④ 民法上の不法行為に基づく損害賠償請求では、原則として、加害者に故意または過失がなければ加害者は損害賠償責任を負わないのに対し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法では、加害者に過失がなくても損害賠償責任を負わせる無過失損害賠償責任が定められている。
- ⑤ 法律と条例がいずれも同一の環境保全目的で規制を行っている場合、条例は法律の規制の範囲内でのみ定め得るものであるため、企業は法律の規制にのみ従えば足りる。

第9問 9-3 (2点)

A社は、中古OA機器の販売業を営むB社との間で、B社が所有する中古のプリンター複合機1台を購入する旨の売買契約を締結した。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 民法上、本件売買契約によって当該複合機の所有権がB社からA社に移転するのは、A社とB社との間で申込みの意思表示と承諾の意思表示が合致した時であり、A社とB社との間の特約によっても、これと異なる時を所有権の移転時期とすることはできない。
- ② 民法上、B社は、債務の本旨に従って弁済の提供をすれば、A社が当該複合機の受領を拒絶したことにより約定の履行期に当該複合機を引き渡すことができなかつたととしても、履行遅滞には陥らず、債務不履行の責任を負わない。
- ③ 商法上、A社は、当該複合機を受領したときは、遅滞なく、その検査をしなければならず、その結果、当該複合機に異常等の瑕疵を発見したときには直ちにB社にその旨の通知をしなければ、原則として、当該瑕疵を理由としてB社の責任を追及することができない。
- ④ 当該複合機の売買代金債務および当該複合機の引渡債務のいずれについても弁済期が到来している場合、民法上、A社は、B社からの売買代金の請求に対し、同時履行の抗弁を主張して、B社が当該複合機の引渡債務につき弁済の提供をするまで、売買代金債務の履行を拒むことができる。
- ⑤ A社は、売買代金を支払う前に当該複合機を受領したが、当該複合機に隠れた瑕疵があったため、本件売買契約を解除した。この場合、民法上、A社は、原状回復義務を負い、当該複合機をB社に返還しなければならない。

第9問 9-4 (2点)

非典型担保に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社は、その所有する機械甲をY社に売却するに際し、売買契約において、Y社が代金の全額を支払う前にX社が機械甲をY社に引き渡すが、機械甲の所有権は代金全額の支払いが完了するまでX社に留保される旨の所有権留保の約定をした。この場合において、Y社が、売買代金の支払いを完了する前に機械甲を第三者であるZ社に売却したときは、Y社とZ社との間の売買契約は、所有権留保の約定に基づき無効となる。

イ. X社は、Y社に対して有する貸金債権を担保する目的でY社所有の甲土地につき代物弁済の予約を行い、その仮登記を経た。その後、Y社は、約定の期日までに借入金を弁済することができなくなった。仮登記担保法上、X社は、仮登記担保権を実行し甲土地の所有権を取得する場合、甲土地の価額が被担保債権の額を超えるとときであっても、その差額をY社に清算金として支払う義務を負わない。

ウ. X社は、Y社に対して有する貸金債権を担保する目的でY社所有の甲土地につき代物弁済の予約を行い、その仮登記を経た。その後、Y社は、約定の期日までに借入金を弁済することができなくなった。この場合において、担保権を有しない他の債権者により甲土地が強制競売に付されたときは、仮登記担保法上、X社は、当該他の債権者に優先して弁済を受けることができる。

エ. X社は、Y社に対して有する貸金債権を担保する目的でY社の所有する機械甲に譲渡担保の設定を受ける場合、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(動産・債権譲渡特例法)に基づく動産譲渡登記を経ることで、機械甲の譲渡担保権を第三者に対抗することができる。

オ. X社は、Y社に対して有する貸金債権を担保する目的でY社所有の甲土地に譲渡担保の設定を受けた。X社は、当該譲渡担保を実行する場合、裁判所の競売手続を経ることなく、自ら甲土地を第三者に売却するなどの任意の方法をとることができる。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第10問 10-1 (2点)

会社法上の親会社および子会社に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① X株式会社は、Y株式会社との間で株式交換を行い、Y社の完全親会社となることとした。この場合、X社は、Y社の株主に対し、Y社の株式に代わる対価として、X社の株式を交付することができるが、金銭を対価として交付することはできない。
- ② X株式会社は、Y株式会社との間で株式交換を行い、Y社の完全親会社となることとした。この場合において、X社およびY社のいずれもが取締役会設置会社であるときは、株式交換契約の承認は、X社およびY社の取締役会決議で行うことができ、株主総会の決議を経る必要はない。
- ③ X株式会社は、Y株式会社との間で株式交換を行い、Y社の完全親会社となることとした。この場合、会社法上、X社の債権者を保護する手続は設けられていないため、X社の債権者は、当該株式交換について異議を述べることはできない。
- ④ X株式会社は、株式移転により新たにY株式会社を設立し、Y社をX社の完全親会社とすることとした。この場合、当該株式移転に反対する反対株主は、原則として、X社に対し、自己の有するX社株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- ⑤ X株式会社は、株式移転により新たにY株式会社を設立し、Y社をX社の完全親会社とする場合、株式移転計画につき、X社ではなくY社の株主総会の特別決議による承認を得る必要がある。

第10問 10－2 (2点)

特定商取引法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 訪問販売の方法による売買契約の締結を勧誘しようとする場合、販売業者は、その勧誘に先立って、消費者に対し、自己の名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨および販売する商品等、特定商取引法所定の事項を明示しなければならない。
- ② 販売業者が、消費者との間で、通信販売の方法により商品の売買契約を締結した。この場合において、販売業者が当該商品の広告に契約解除の可否や解除に伴う商品の返品条件など所定の事項を表示していなかったときは、消費者は、商品の引渡しを受けた後一定期間内であれば、当該契約を解除することができる。
- ③ 消費者が、事業者との間で、特定継続的役務提供の方法により役務の提供を受ける旨の契約と、当該役務の提供を受けるにあたり不可欠な物品(関連商品)を事業者から購入する旨の売買契約を締結した。この場合、消費者は、一定の期間内であれば、当該役務の提供を受ける旨の契約につきクーリング・オフを行使することができるが、関連商品の売買契約につきクーリング・オフを行使することはできない。
- ④ 訪問購入の方法による売買契約の締結について購入業者が勧誘をするに際し、購入業者は、物品の種類およびその性能または品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。
- ⑤ 特定商取引法上、いわゆるネガティブオプションについて、販売業者は、売買契約の申込者等以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合において、その商品の送付があった日から14日を経過する日までにその商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、原則として、その送付した商品の返還を請求することができない。

第10問 10-3 (2点)

債権者代位権に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社はY社に300万円の貸金債権を有しており、Y社はZ社に200万円の貸金債権を有している。この場合において、X社が債権者代位権を行使するためには、Y社が無資力である必要はない。

イ. X社はY社に200万円の貸金債権を有しており、Y社はZ社に100万円の賃料債権を有している。この場合、X社が債権者代位権を行使するためには、原則として、当該貸金債権の弁済期が到来していることが必要である。

ウ. X社は、Y社に600万円の貸金債権を有している。他方、Y社は、Z社に500万円の請負代金債権を有しているが、Z社がその支払いに応じないため、Z社を相手方として、請負代金支払請求訴訟を提起している。この場合、X社は、債権者代位権を行使して、Z社に対し、500万円の支払いを請求することはできない。

エ. X社は、Y社に1000万円の貸金債権を有している。他方、Y社は、Z社の所有する甲建物を購入したが、Z社からその所有権移転登記を受けていない。この場合、X社は、裁判上で債権者代位権を行使しなければならないため、Z社を相手方として、Y社への甲建物の所有権移転登記手続請求訴訟を提起する必要がある。

オ. X社は、Y社に対し500万円の貸金債権を有しており、Y社がZ社に対して有する300万円の売掛金債権について、債権者代位権を行使した。この場合、X社は、Z社に対し、Y社ではなくX社に300万円を直接引き渡すよう求めることができる。

- ① アイウ ② アウエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ イエオ

第10問 10－4 (2点)

金銭消費貸借契約に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社は、Y社との間で、返済期限を半年後として、利息の約定をせずに、Y社に1000万円を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結し、Y社に1000万円を交付した。この場合であっても、X社は、商法上、Y社に法定利息を請求することができる。

イ. Xは、Yとの間で、利息の約定をせずに、Yに10万円を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結し、Yに10万円を交付した。この場合、本件金銭消費貸借契約において弁済期が定められていたとしても、民法上、Yは、期限の利益を放棄して、当該弁済期が到来する前に、Xに借入金債務を弁済することができる。

ウ. Xは、Yとの間で、返済期限の約定をせずに、Yに10万円を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結し、Yに10万円を交付した。この場合、民法上、Xは、Yに対し、相当の期間を定めて貸付金返還の催告をすることができる。

エ. 貸金業を営むX社は、Yとの間で、利息制限法所定の上限金利を超える利息の約定をして、Yに150万円を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結し、Yに150万円を交付した。この場合、利息制限法上、当該金銭消費貸借契約自体が無効となる。

オ. 貸金業を営むX社は、Yとの間で、出資法所定の上限金利を超える利息の約定をして、Yに30万円を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結し、Yに30万円を交付した。この場合、出資法上、X社は、監督官庁から行政処分を受けることはあるが、刑事罰を科されることはない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ